

平成 21 年 2 定 環境農政常任委員会

服部委員

よろしくどうぞお願いいたします。短い時間ではございますが、新年度予算の計上に当たって何点か、限られた時間ですので、絞ってお伺いいたします。

それで、はじめに地球温暖化対策の取組についてということで伺うんですが、これ自体は戦略プロジェクトの中に入っていますよね。委員会が違っちゃような質問はしないので、細部にわたってはプロジェクトという観点からはお伺いいたしません、ここに位置付けられているということですね。

この施策に限らず、御当局の皆様方がこの戦略プロジェクトを中間点で取りまとめて、かなり実のあるものにしていこうという思いが伝わってくるものです。しかしながらにして、その基盤になる税源、財源については、県の皆さん方はこのプロジェクトを、もちろん地球温暖化対策を含めて推進するに当たって、次のように述べております。「景気後退は法人二税の依存度が高い県税収入に大きな影響を与えるとともに、義務的経費の増大している県の財政構造を抱えて、県の財政状況は厳しさを増しており、危機的な状況にある」と、このように述べられております。

そこで、プロジェクトについても、様々な角度から新たな見直しがされたものもあるように伺っております。

県がこのように危機的な状況であるということであれば、もちろん世の中も言わずもがなでございます。その上に立って、今回の地球温暖化対策の施策は推進をしていくという、非常に現実的なものがあるかということ、皆様方もこの施策の運営については他の施策も重要なことはさることながら、そういう意味では殊の外重要で、なおかつ難しい。大切な施策であればあるほど、また当事者の皆様方、公共団体も危機的な状況という中で、お相手のお客様も、県民も法人の方も大変な状況にあるという中で、この施策の推進かというふうに思いますが、まずその点についての所感をお答えいただきたいと思っております。

環境計画課長

委員お話しのとおり、大変厳しい経済状況、そして県の方の財政見込みでございます。

こうした中でもやはり県行政というものは、ある程度長期的な未来を見据えて問題と取り組んでいかなければならないのではないかとということで、例えば温暖化対策関係の予算で申し上げますと、太陽光発電の一般家庭への普及拡大を是非目指して、新エネルギー、再生可能エネルギーにかかわる産業の育成も図りたいということで、太陽光発電の補助金を 2 億 8,000 余万円計上をさせていただいたところでございます。

そうした形で、そのほか E V 等も同じような考え方から計上させていただいておりますが、厳しいからこそ、新たに環境に対する投資をしていく、またそれに県が公共的な側面で支援をしていくと、このような観点に立たせていただいたものでございます。

服部委員

環境計画課長の御答弁のとおり、知事もそういう意味では、過日の嘉山議員の代表質問に対するお答えでも、環境分野への投資の期待は大変大きいものと述べております。このように答えておりますので、その点に期待をしつつ、そして御協力を得ながら前進をしていっていただきたいというふうに思います。

それでは、具体的に伺います。

まず、今回の条例制定について、この背景には現実を認識するというデータの根拠もあるわけございまして、これは皆様方が御提出していただいた附属資料の 1 ページでも

明快でございます。

そこで、伺いたいんですが、県内CO₂の排出量の本県の伸び率の10%についてですが、これは結構私たちが驚いて、本当にこれは大変なことだと。これを解決していくには、そんなに軽い決意では解決はつかないというふうに深く深刻に受け止めているんですが、現時点でも結構でございますが、この辺の本県の伸び率、対90年比の伸び率について、ちょっと全国的な位置付け等のお話を承りたいと思います。

地球温暖化対策担当課長

本県の伸び率10%の、他県、あるいは全国的なレベルとの比較というお尋ねだと思います。

まず、国の状況でございますけれども、国におきましては二酸化炭素総排出量は90年比約11%の増ということで、大体ほぼ本県の状況と近い数字であるというふうに認識をしております。

また、他県の状況でございますけれども、例えば近県で申し上げますと、東京都、埼玉県、千葉県、こういったところのデータで申しますと、東京都が5.7%、埼玉県が6.9%、千葉県が12%、これが2005年における対1990年の各都県の伸びの状況でございます。

服部委員

そうすると、本県はすごいなということでございますが、千葉県もそれ以上ということですね。

東京が思ったより、その伸び率において低いんですが、この辺はどのように受け止めていますか。

地球温暖化対策担当課長

東京都の伸びでございますけれども、今申し上げた数字、5.7%、これは2005年の数字ということになります。国に比べると、東京都の場合は低いという状況でございますけれども、本県の産業構造と比較した場合でございますけれども、東京都の場合は産業部門が構成割合としては低く、それに比べて業務部門が高いという状況でございます。本県は東京都に比べて産業部門の占める割合が高く、業務部門が東京都に比べて低いという状況でございます。そういう産業構造の違い、それから全体としては人口ですとか世帯数、そういった伸びの差というのも影響があるのではないかと考えています。

服部委員

ちょっとよく分からないんですけども、東京都が5.7%で、これは2005年の数字。神奈川県は2006年の数字ですね。1年後だからこういうことになるのか。やってきた対応策の違いだとか、神奈川県と東京都における産業構造と業務部門の割合が逆転しているということだけなのか。伸び率が倍も違うんですけども、もうちょっと分かりやすく説明してくれると有り難いんですけども。

環境計画課長

東京都との違いについては、詳細な分析は十分にはできていないものですが、もともと推計にはそういう限界があるのでございますが、考えるところ、東京都の場合は確かに全国と同じで、神奈川県もそうですが、業務部門は伸び率が高い傾向でございます。しかし、神奈川県の場合は産業部門の構成比が非常に高く、全体の46.5%を占めます。この46.5%の部分が8%の微増をした場合、全体の13%を占めるに過ぎない業務部門が3割伸びることよりも、全体の排出量の伸びに大きく影響を与えることになってしまいます。これに対し

て、東京の方は業務部門が伸びても産業部門は極めて構成比が低く、また産業部門は伸びがマイナスになっております。

結果的に神奈川の方が産業部門の構成が高いゆえに、大きな伸び率を示したのではないかというふうに考えております。

服部委員

分かりました。

では、排出量の部門割合では産業部門の占有率が高いと、それが現実だということなんだということで、その産業部門の伸び率は8%と、こういうことになってくるんですね。そういうふうに聞いて納得いたしました。

そうすると、それで次が産業部門が本県は占有率が高い、東京は低い。そのことが全体の伸び率に影響してきて、影響するも何も約倍の違いが出てくると。

こういう地域に張り付いた産業構造の違い、なかなかこの違いはクリアできないですね。こうしたマイナス的な要素、努力しようともしまいと、産業構造の違いによって出てきちゃうような負荷、重荷、これをクリアしなきゃいけないというのは大変だよな。

それで、ちょっとその辺余り触れるつもりはなかったけれども、聞いてこういうことなのかと思って、そうすると県内CO₂排出量の部門別の割合というような特徴、東京都と比べた特徴は分かりましたよ。

他県もそんなふうになっているんですか。東京都は分かった。東京都はそのことによって、伸び率が5%だということは分かった。ほかを教えてください。

環境計画課長

本県の排出構造と構成比が大変似ておりますのは千葉県でございます。これは京葉工業地帯を抱え、同じようにコンビナート等があるということで、非常に産業部門の構成比が高くなります。

これに対しまして、千葉、神奈川に対して対照的なのが東京でございます。しかも東京の場合は1990年の産業部門の構成比が18%であったのに対し、現在は9.6%と半減しております。これは東京都の産業、いわゆる工場等が外へ出ていって、そして業務系がどんどん増えてきた。そういうことを歴史的な経緯でも表しているものだと考えます。

率直に申しまして、企業というのはその場所で努力しても、数%しか排出量は減らせないわけですが、工場が一つ出ていけばそれで非常に大きな排出量の削減になる、そういうふうなことがございます。

それから、埼玉県でございますが、これは神奈川県、千葉県と東京都の間ぐらいの構成、東京に比べれば業務部門は少ないですけれども、神奈川よりも多い。それから、産業部門は神奈川よりも少ないですけれども、東京よりも多いという、大体その中間的な構成になっているというふうに理解しております。

服部委員

今の御答弁の範囲内では分かりました。

それで、今対比して伺って御答弁いただいて、その範囲内では分かったんですが、それでは、対比するというのではなくて、本県自体を考えてみたいと思うんですけれども、本県は、だからここに書いてあるとおり、産業部門が45.1%の部門別割合、伸び率は06年速報値で産業部門が90年比8.0%と。これはどのように受け止めていますか、今度は対比じゃないですよ。

地球温暖化対策担当課長

産業部門の伸び率、8%についての分析ということだと思います。

まず、業務部門は家庭部門と比べまして、ここは産業界全体が自主行動計画という行動計画をつくりまして、省エネ対策に取り組んでいます。こういった取組の結果が、全体の10%に比べて低い数字になっている一つの理由ではないかというふうに思います。

それから、業務部門や家庭部門に比べますと、産業部門は、エネルギーの使用の中で電力の使用割合が低いという特性がございます。電力構成の変化による影響が少ないということがございまして、原発の停止等の影響による排出係数の影響を他の部門に比べると受けにくいという状況があります。

そういった理由から、全体に比べるとやや低い伸びで産業部門は推移しているというふうに分析しております。

服部委員

そのとおりだというふうに思います。

今の御答弁の前段にありましたけれども、産業部門が努力したということもありますね。これはすごく僕は大事なことだなと。そういう角度から、90年のときにどのくらいだったのかということも踏まえての御答弁だったというふうに思いますよ。そうですね。だから、努力したということ、だから低くなったんだというふうに私は受け止めているんですが、また一方では産業部門の縮小、事業所の移転とか、本県の産業部門のエリアではいろいろありました。そういった要素もあるのでしょうかけれども、この産業部門が努力をしたということについては、高く評価もしていかなくちやいけないと思いますし、もちろん改正こそされる省エネ法ですが、既に制定されて久しいわけですから、それを受けてやってきた神奈川県的な努力のこれまでの特徴と評価についてお述べいただければと思います。

環境計画課長

ただいま担当課長から答弁させていただきましたように、神奈川県全体の伸び率10%に対しまして産業部門の8%、これは低いわけでございます。しかし、今度は全国の数字と比べますと、全国の産業部門はプラスマイナスゼロの状況で伸びておりますので、やはり神奈川県の中での産業部門の伸び率というのは、自主行動計画等の取組の中で様々な取組を大企業の方々がされていることは承知しておりますが、実際に表れた数字としては、神奈川の産業部門の伸び率は必ずしも低いとは言えない状況だというふうに考えております。

服部委員

これまでの産業部門の取組について、自主努力であったにしても、評価するんですか、しないんですか、中くらいなんですか。

環境計画課長

私どもとしましては、一般的に大規模事業者の方々が大変な努力をしていること、これは新聞報道等でも承知しておりますし、また事業者の方々からお話を聞くと、本当に精一杯やっているんだというお話を聞いておりまして、そのようだというふうに認識はしております。しかし、結果として表れた数字としては、産業部門の8%の伸びというのは、はるかに全国を上回っている伸び率でございまして、これにつきましては、これからは事業活動に対する計画制度等を導入させていただく中で、事業者の方々の取組等を伺わせていただいて、本当のところどのような問題があるのか、共に考えていければというふうに考えております。

服部委員

その8%について、全国との対比じゃなくて、限られた神奈川という行政区域内での努力に対してどう評価しているのかということ伺っているんですが、すぐ比べる。そうしたら、全国よりも産業部門が高いと、こうなると。そうすると、どういう理由で高いんですか、産業部門に関して。

環境計画課長

なかなかその分析が難しいものですから、推測というふうな範囲でしか申し上げられませんが、2006年当時の数字といいますのは、景気拡大期に当たっておりまして、コンビニートの企業の方々からお話を聞きますと、例えば化学工業であれば中国の需要がかなりあったと。石油化学関係の輸出が大変多かったと。

それから、鉄鋼業等につきましても、自動車産業が非常にまた輸出を中心に伸びているという時期でございまして、そういったことに対する鉄鋼の需要というのもあるということで、神奈川の生産活動が非常に活発であったと、産業が活発であったということを示しているということでもあるかと思えます。

ただ、そういった生産活動の拡大と、それから排出削減努力がこういった形で今結果的に8%というところにつながったかということまでは、なかなか私どもは残念ながら把握できない状況でございまして。

服部委員

生産活動の活発化とどうつながっていったか、分からないとおっしゃった。だから、把握できないからと、私どもがこの原因を特定できないと。だから、それはある程度というか、原因は特定された方が良くと思いますよ。全く分からないんだったらしょうがないし、その原因が経済活動を進化させていく中でつきもので、これだけ経済活動が活発だと、ある程度しょうがない、というふうに位置付けてしまうのか。であったにしても、経済活動が今はこうやって、本当に不景気だけれども、順調に伸びていける、右肩上がりをみんな世界を挙げて目指しているわけですから、神奈川だって大きな大神奈川ですから、その一翼を担わなければいけないと。これはつきものなんだというふうに思われますよ。

きちっとどうしてという原因を明確にするなり、神奈川県として企業県民に発表できない皆様方のそういう経済活動というのは、順当にして右肩上がりの方が好ましいけれども、その中にはこういうまた違う区間のものも含まれているんですよ。これはこういう理由からですと。こういうふうに説明していかないと。企業が負うべき社会的な責任というのは、これはお金であったり、いろいろな果たすべき責任であったりというものがある。今回だって、これはそういう企業が社会的に果たす責任の一端なわけですから、そのときの説明が自分たちが企業活動をしていく中で生じたもののうちのこういったものが原因でこうなっているのか、これはやむを得ないにしても、その原因を明確にして、それをクリアしていかなきゃいけないということを逆に企業側にそれが責任だというふうに返してあげなきゃいけない。ところが、この責任の原因の一端が特定できないんだったら、それをお相手に返してあげることができないじゃないですかという答弁ですよ、今の答弁は。

知事はその辺を深く感じてもらって、今課長が答えています、その辺を答えられなかったら知事に答えてもらうしかない。

環境計画課長

私どもも、この条例の制度を御説明させていただくときに、正直なところということで申し上げさせていただいておりましたが、地域推進計画を受けまして、様々な取組を進めてまいりましたが、実は最も大きな排出源であります産業部門の事業者に対するアプローチの施策というものを持っておりませんでした。それは地域推進計画の中で、こういった

計画書制度が懸案の施策としてのぼっておりましたが、これをなかなか制度設計できなかったために、どうしても推計値、若しくはつい最近発表されたばかりの温対法によります事業所ごとの排出の数値、実績の数値を頂くというところから、考えざるを得ないという限界がございました。

委員の御質問を何か逆に取るようで大変恐縮なのでございますが、そういった見解を私どもが持っているからこそ、今回の計画書制度でそれぞれの事業所さんの排出実績、また排出削減目標、そしてそれに向かっての対策等を行っていただき、またそれについていろいろ意見交換をしていただきながら分析を深めていき、大規模事業者に対する温暖化対策について関連施策というものを探ってまいりたいと、そのように考えております。

服部委員

それでは、次に伺いますが、知事の代表質問に対する答弁では、計画書作成対象企業について知事はこう言っております。おおむね、800 から 900 と想定するというふうに答えております。この知事が想定した対象企業に関して伺います。

知事が想定した対象企業には、恐らく省エネ法対象事業者の第一種エネルギー管理指定工場というのが入るといふふうに当然思います。もう一方では、第二種エネルギー管理指定工場というのがありますが、これらに関して伺っておきたいと思っております。

知事が想定したおおむね 800 から 900 というのは、この第一種、第二種の管理指定工場を指すだろうと思われるからです。第一種については、県内に何社あり、エネルギー管理者は何人ぐらいいるのか、そのうち上場企業と非上場はどのぐらいか、その辺を伺っておきます。

地球温暖化対策担当課長

県内におきます第一種エネルギー指定工場は 334 社あります。それと、第二種指定工場が 272 社あります。それから、エネルギー管理者の数でございますけれども、これは正確な数字というのは、温対法で報告をされております数字と公表されている数字から見ておりますけれども、大体 350 から 400 程度の人数が県内で登録をされております。

それから、上場企業でございますけれども、今申し上げました第一種指定工場、第二種指定工場の中で、私どもで把握しております公表されたデータ等で確認をいたしておりますけれども、上場企業が全体で 196 社と把握しております。

服部委員

約 200 社が上場されて、第一種指定工場が 334 社、第二種指定工場が 272 社で計約 600 社、その中で約 200 社、約 3 分の 1 が上場と。大したものですね。神奈川の底力というのは、こういうところにも表れていますね。

それで、これまでも企業が努力してきたのは、知事も大体排出ガスの、温暖化ガスの排出量のうち 3 分の 1 は大規模事業者で占めているということもありましたが、今お話しのところの人たちのかたまりというのは、大変大きなものがあるというふうに思います。

それから、今までも頑張ってきたし、これからもそういう条例に基づいた対応をされていくだろうというふうに思います。それにはそれなりの経費がかかるわけでございます。したがって、現時点における経営状況をかいつまんで、見聞しておかなくてはいけないと。平成 21 年度の 3 月期で赤字決算が予想されている会社はどのぐらいですか。

地球温暖化対策担当課長

公表されておりますデータから私どもが確認をいたしました数字でございますけれども、平成 21 年の 3 月期の見込みでございますが、経常利益が赤字というふうに見込んでい

企業は 39 社でございます。

服部委員

これは当然赤字ではないけれども、平成 20 年度決算と比べて連結経常利益が大きく減少したというような会社はいかがでしょうか。

地球温暖化対策担当課長

平成 20 年の 3 月期の決算見込み、決算の状況と平成 21 年の 3 月の決算の状況を比較いたしましたところ、大きく数字が減少しているというのは 10 社というふうに把握しております。

服部委員

分かりました。

そういう状況なのかなというふうに思います。

あと第二種エネルギー指定管理工場も準じてそのように伺っていきたいとは思っておりましたが、一種、二種の違いということもありますので、二種については同趣旨の質問を割愛させていただきます。

私の方では調べたのですが、個人の調査ですから、御当局の答弁とまた違っちゃうといけないので、参考ということにしておきます。

それで、そういう状況を皆さん方がよく御存じだったら結構だと思うんですが、県内企業の皆さん方が今どういう状況に置かれているか、あの会社かと思うくらい大変なところも出てきております。お名前を申し上げれば、本当にビッグネームでございますが、そういったところでもこの平成 21 年度の 3 月決算では連結の経常利益というのはゼロ円というところもあります。それが昨年の平成 20 年度の 3 月決算、1 年前は何と 1,628 億円の利益を上げていたところが、この 3 月決算では、その連結経常利益がゼロ円というところ、まだこれはゼロだからいい。マイナスもずっとあるわけでございます。したがって、そういう中でそういう経済背景、企業背景というのを念頭に入れておく必要が当然あるのかというふうに思っております。

そこで、こうした既に皆さん方の基本的なお考えは分かっているわけでございますが、省エネルギー対策に係る経費については、こういう法人企業に対する御説明としては、どんな例示をもってお示しをされていらっしゃるのか、ちょっと御報告いただけますか。

地球温暖化対策担当課長

削減対策にかかわる経費でございますけれども、これは業種、あるいは業態、それから設備の種類、規模によって非常に様々であります。したがって、必要経費ということにつきまして、いついつにどれくらいというふうなことは非常に難しゅうございますけれども、実際の事例として省エネ診断等を実施した際の事例ということで、幾つか御紹介をさせていただきますと、例えば照明に関する温暖化対策ということで、一つは体育館などで使用されています水銀灯を高圧ナトリウムランプに変更をしていきたい。これは同じ照度を保ちながら、消費電力を大きく削減する手法ということになります。

この手法の事例でございますけれども、例えば 400 ワットの水銀灯 150 灯を同照度の高圧ナトリウムランプに変更するという事例があります。これは経費が約 124 万円程度の工事、これは工事費別ということになります。この事例の場合、電力の削減金額というのは、年間で約 215 万円という見通しが立てられていまして、これは 1 年たたずに回収ができるという事例になるかと思えます。

それから、例えばコージェネレーションシステムというのがございます。発電と同時に

発生する熱を利用するシステムでございますけれども、このシステムを導入する手法、これはこのコージェネレーションシステムと併せて高効率のガス炊きボイラーを導入した事例でありますけれども、この場合の事例、二つのコージェネレーションシステムと高効率ガスボイラーを導入をいたしました経費は合わせて約 1 億 1,500 万円ほどでございます。

この事例によります光熱水費の削減というのは、年間約 4,700 万円程度というふうな形で、こういったものを様々把握しております中で、例えばという話で御紹介させていただく事例でございます。

服部委員

例えばというお話で伺いましたが、まだたくさん例があるかというふうに思います。私どもの方でもそれをまとめて、概括をしているんですが、本当に様々なものがあるなということでございます。

そこで、そういった経費がかかっていくわけでございますが、一方では企業はこういう中で神奈川県に納税している額も少ないものではない。これは私どもから一例を申し上げておきますが、法人関係税として企業が県にどれぐらい払っているか。例えば、資本金 5,000 万円、課税所得が 1 億円の場合、これについては法人県民税が 152 万円、法人事業税が 932 万円、合計 1,084 万円と、そういうことでございます。このように、黒字の場合でございますが、かなりの税を払っておるわけでございますので、そういうようなことを踏まえても、私たちはこの企業は先ほど事例として何件か御紹介いただきましたが、そういう際における融資のサポートということも、全力を挙げていかななくてはいけないのかなというふうに思っております。

融資関係については、現在様々あるわけでございますが、私は例えば神奈川県の商工労働部が主催している制度融資の中で、これを概括してみたんですが、今回条例施行に伴い、そのことによって設備をしていく、投資をしていく、そういうことに対する融資というのは、余りないのではないかなというふうに思っておりますが、今後商工労働部とも検討をしていくんでしょうけれども、お考えを聞いておきたいというふうに思います。この制度については、既にあるものとしては、産業廃棄物処理施設の整備に要する資金ということで、フロンティア資金が地域環境の保全対策として出来上がっておりますが、これはこの制度融資の仕組みを環境農政部にお貸しをして、この予算は環境農政部で計上をされると、商工労働部はこの制度融資の仕組み、保証協会に入らなければなりません、この仕組みを提供すると、そういうスキームがあるわけでございます。

いずれにいたしましても、現行の枠の中でこの制度、今回の条例施行に伴って、必要な設備投資に対する融資というのをどのように今の段階で想定されていらっしゃるか、イメージがあったら伺っておきたいと思っております。

地球温暖化対策担当課長

委員お話しのとおり、商工労働部で所管をしております制度融資の枠組みでございます。

私どもこの条例の施行に当たりまして、やはり企業に対するそういった支援というのは重要であるというふうな認識を持っております。この中で、特に私どもが考えていく必要があると思っておりますのは、中小企業に対する支援という視点かなというふうに考えております。この支援につきましては、既に今お話がございましたけれども、フロンティア資金の中にクールネッサンス特別融資という部分を、昨年設けました。そういった既に制度として動いているものもございまして、今後委員お話しのとおり、この融資制度のスキームを活用した形での支援というのもしっかりと検討していく必要があるというふうに考えております。商工労働部とも協議をいたしまして、これから具体的にそういった施策というものを検討してまいりたいというふうに思います。

服部委員

先ほどちょっと申し上げましたけれども、例えばこの融資制度の中で、産業廃棄物処理施設の整備への利子補給、これはフロンティア資金の中に入れておりますが、この予算を環境農政部から出しているということです。県民に対してはちょっと分かりにくいんですが、やむを得ないんですか、そういうものなんですか。

廃棄物対策課長

商工労働部の制度融資というのは、要するに県の方で予算組みをいたしまして、金融機関の方に預け、金融機関の方が低い利率でもって中小企業にお貸しし、戻ってくる資金でございますので、年度末にそれを県の方に金融機関からお返しをいただくと、基本的にはそんな枠組みになっていると思います。

私どもは、産業廃棄物の諸施設につきまして、その制度融資に関係させていただいておりますけれども、これは利子補給金、利子補給という形で払わせていただいております。本来は2.3%の金利でございますが、それを0.4%私どもが補給させていただきまして、1.9%で制度融資を御活用いただいていると、そういう形でございます。産業廃棄物の処理、施設の整備は民間の皆さんで施設の整備を促進する必要があるといったことから、そういった利子補給をさせていただいているということでございます。

服部委員

この0.4%の部分については、環境農政部から予算計上されているという意味ですか。

廃棄物対策課長

その通りでございます。

服部委員

私は、融資制度自体は、担当の部で自己完結していくべきだろうというふうに思うんですよ。したがって、商工労働部で出してもらったって別にいいんじゃないかなというふうに思って、そして時代のこういう大事な緊急性を商工労働部も感じて、その中でしっかりと実施されていく。したがって、趣旨は分かっているけれども、他部にまたがって、0.4%分だけ環境農政部で予算計上していくなんていうことをしなくてもいいんじゃないかなと思うんですけれども、どうですか。そこまでそういう形で0.4%について、部内の連携をとらなきゃいけないんですか。

環境農政総務課長

お答えになるかどうかちょっと分かりませんが、もともと制度融資は様々な制度融資がございまして、その中でフロンティア資金のお話があったものでございます。この制度はもともと商工労働部の方で中小企業支援ということでやっておりますが、それぞれの目的に従った形で要件が異なっております。その要件に該当したものについて、利子補給というふうな形でやっているわけですが、今回の支援の関係で申し上げますと、それぞれの部局の方で展開すべき施策、それに基づいて制度融資を活用するというふうな形であれば、それぞれの部局の施策として利子補給の額を予算計上するというふうな形で来ておりますので、今回金額の関係で中小企業さんが設備投資等をする場合の融資についても、同じような仕組みをとらざるを得ないのかなというふうに思っております。

服部委員

それでは、次に伺います。

今回の条例案を策定するに当たって、様々な関係者の皆さん方から御意見を伺ってきたということで、本当に御苦勞様でございました。

それで、何点か率直な意見がどうであったか、ちょっと御報告いただきたいなと思っ
ているものがありますので、伺います。

はじめに、神奈川県宅地開発行政事務連絡協議会、これが去る1月30日、皆さん方とお話があったと思いますが、どのような話をされたのか、その中で一番ポイントになるよ
うなところだけ、ちょっと教えていただけるでしょうか。

地球温暖化対策担当課長

今お話がございました、1月30日に開催されました宅地開発行政事務連絡協議会、こ
れは、県と宅地開発行政を担当しております市町村の担当者の会議でございます。この会
議の場で、私どものこの今回の条例案の御説明を申し上げまして、意見交換等を行いました。
その際に、出席者の方から意見、御質問がございましたのは、例えば戸建て住宅の開
発の制度の関係の御質問でございましたけれども、開発許可手続との関係について、どう
いうふうになっているか、あるいは戸建て住宅の取扱いというのがどういうふうになるの
か、そういった御質問がございました。

服部委員

さらに、2月14日、住宅メーカーとの意見交換についても続いてお知らせください。

環境計画課長

住宅協議会に対する御説明につきましては、まず1年前の4月にクールネッサンス宣言、
またいろいろな検討を進めているというふうなお話をさせていただきまして、さらに今回
2月14日にはほぼ成案が記者発表されましたので、お話をさせていただいたものでござ
います。

お話をさせていただいた内容といたしましては、三つの計画書制度と、それから優れた
エネルギー性能を備えた住宅等の普及の促進というものを進めてまいりますので、是非住
宅メーカーの方々に御協力いただきたいということでございました。

住宅メーカーの方々は、エネルギー使用量1,500キロリットル以上の事業者には該当い
たしませんが、車を恐らく100台以上、それぞれの支社と合わせまして使うだろうという
ことで、これについてどのような対策が望ましいかというふうな御質問を頂き、それにお
答えをさせていただきました。

また、努力規定でございます住宅の普及につきましては、もともと1年前に御説明をし
たときに、それがきっかけになって二つのメーカーからその省エネ住宅、それから新エネ
ルギーを導入した住宅を造っていくというお約束状を県に対して頂いて、記者発表したと
いうふうなこともございましたので、大変前向きに受け止めていただきまして、これから
造っていく住宅については、そのような住宅でなければいけないということで、今後の協
力もいろいろしていただけるというふうな反応を頂いたところでございます。

服部委員

それでは、あと5箇所伺いたいんですが、名前だけ申し上げますので、例えば神奈川県
病院協会、それから去年の11月11日の環境行政懇談会、それから横浜市環境保全協議会、
それから、公害防止管理者等講習会、これは12月25日、それから11月27日の神奈川県
環境保全協議会、これらについて、開催したわけですが、特に質問が寄せられた、疑念が
寄せられたとか、また特徴的な御意見があれば教えてください。何もなかったところは

いですから、あったところだけちょっと教えてください。

地球温暖化対策担当課長

開催をいたしました時期が大体 11 月の中旬から下旬という時期でございましたので、特に既に対象がこちらの方で明らかになった御説明ということもございまして、具体的にそれぞれの出席されている事業者の方々が対象になるのか、ならないのかというような趣旨の御意見、御質問というのが多かったように感じております。

基本的には、例えば病院協会ではどれぐらいの規模の病院が対象になるかというような御質問、こういった御質問が大方のお話だったというふうに感じております。

服部委員

そういうことであるというんだらうね。分かりました。

幅広い方々から御意見を伺ってきたと思いますが、あと例えば知事で言えばウイークリー現場訪問とか、不特定多数の県民を対象にした話合い、また意見を聞く場については何回ぐらい開催されましたか、主に団体、企業なんですけれども。

環境計画課長

ウイークリー現場訪問ということでは、例えばマンションの改築、改修で壁の断熱効果の高いものに替えた場合の話であるとか、あとはNO白熱球、これは日常生活に対する呼び掛けということになりますが、白熱球の呼び掛け等に参加いただくなどしています。

最もまとめた形で地域と県民の皆様方とも意見交換をさせていただきましたのが知事とのふれあいミーティングでございまして、10月から11月にかけて、2,000人程度になったかと思いますが、県内8箇所をテーマに御意見を頂くというふうな機会を設定させていただいたところでございます。

服部委員

その10月から11月の8箇所、2,000人程度の方々と貴重なお話をされたという中で、その時の話だとか、またその後のそういった方々からのいろいろな問い合わせだとか、何かございましたか。

地球温暖化対策担当課長

8箇所での開催の中での様々な御意見、特にこういった温暖化対策に関心のある皆様方が多くお集まりだったということもあるかと思っておりますけれども、例えば印象に残っておりますのは、私たちが便利な生活を追求してしまった結果がこういった状況になっているということですとか、こういった温暖化に待ったをかける必要があるんだというような御意見、そういった一般の県民の方からの御意見としては、温暖化対策をしっかりと進めるべきだろうというような御意見が多かったように感じております。

服部委員

今日は以上で終わります。